

# 記載例

様式第1号(第10条関係)

## 補助金等交付申請書

令和7年4月20日

鹿沼市長 宛

個人事業主は屋号を記載

- ・法人→事業登記上の住所
- ・個人事業主→住民票住所

申請者 住所 鹿沼市今宮町1688-1

法人名(屋号) カフェいちごベリー

代表者 役職

氏名 鹿沼 くみこ

電話番号 0289-63-2182

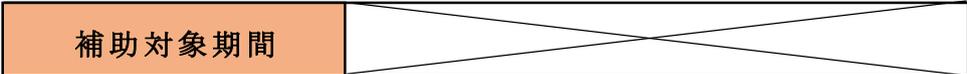
個人事業主は空欄でも○

代表者印

(その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名、個人事業主の場合は住民票登録住所及び氏名)

社判のみ×代表者の印が必要

鹿沼市空き店舗等活用新規出店支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第8条第1項の規定により次のとおり申請します。なお、申請に当たり同規則及び鹿沼市空き店舗等活用新規出店支援事業補助金交付要領を遵守する旨を申し添えます。

補助事業の実施期間	令和7年 5月 1日から 令和8年 3月 31日まで
補助事業に要する経費の額 (補助対象経費の合計)	1,694,000円
事業等実施計画書(様式第2号)	
例) 令和7年5月15日がオープン予定日の場合 ※オープン月より1年間の補助となるが、年度ごとでの申請が必要	
R7年度 申請	4月1日 5月1日 3月31日  【補助事業の実施期間】 令和7年5月1日から令和8年3月31日まで
R8年度 申請	4月1日 4月30日 3月31日  【補助事業の実施期間】 令和8年4月1日から令和8年4月30日まで
備考	所得税の確定申告書(第1表)及びその添付書類(代表者は履歴事項主部証明書若しくは法人設立届出書等) ※移転者のみ

### (注意事項)

- 1 補助金の交付には、同一年度内の3月31日までに事業を完了する必要があります。
- 2 「添付書類」の欄には、添付した書類の口に✓を記入し、同欄に記載のない資料を添付した場合は、備考に資料の名称を記入してください。

補助事業等実施計画書

1 事業の目的

鹿沼産の農産物を中心に使用した「カフェいちご」をオープンし、鹿沼の農産物の美味しさをPRすることで、市内の方に地元の良さを再発見してもらうとともに、市外の方に鹿沼の良さを発信する。  
 また、中心市街地の空き店舗を利用することで、地域の活性化を目指すとともに周辺の店舗と連携してイベント等を継続的に実施することで、まちなかを多くの人に歩いてもらえるような営業を目指す。

2 事業の内容及び経費の区分

(1) 事業内容

店舗オープン年月日	令和7年5月15日	
業種	飲食業	
店舗住所	鹿沼市文化橋町1982-18	都市機能誘導区域 内・外
家賃	154,000円/月	

(2) 経費の区分

総事業費 (A+B)	負担区分		経費算出の基礎
	市補助額(A)	その他(B)	
1,694,000円	440,000円	1,254,000円	経費： 月額家賃 <u>154,000</u> 円×1/2 = <u>77,000</u> 円…① (補助対象月額) ①から千円未満切捨て <u>77,000</u> 円…② ②の額か上限額のうち低い額 <u>40,000</u> 円…③ ③ <u>40,000</u> 円× <u>11</u> ヶ月 = <u>440,000</u> 円…④ (市補助額) ④ <u>440,000</u> 円…A (補助率) 1/2
1,694,000円	440,000円	1,254,000円	

様式第3号(第10条関係)

補助事業等収支内訳書

1 収入

区分	収入額	備考
市補助金	440,000円	
自己資金	1,254,000円	
	円	
	円	
合計	1,694,000円	

(注意事項)

「備考」の欄には、その収入の支払元、内訳等を記入してください。

2 支出

区分	支出額	備考
家賃	1,694,000円	154,000円×11ヶ月分
	円	
	円	
	円	
合計	1,694,000円	

(注意事項)

「備考」の欄には、内訳、算定根拠等を記入してください。

様式第14号(第10条関係)

同意書兼宣誓書

年 月 日

鹿沼市長 宛

鹿沼市空き店舗等活用新規出店支援事業補助金の申請にあたり、下記の事項に同意及び宣誓します。

記

- ・ 本補助金交付要領の要件にすべて該当すること。
- ・ 同一内容の事業について、国・県から助成(国・県・市以外の機関が、国・県・市から受けた補助金等により実施する場合も含む)又はその採択を受けていないこと。
- ・ 風俗営業等との規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていないこと。
- ・ 鹿沼市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団又は役員等(法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。)が同条第6号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条に規定する密接関係者である者が本件申請や対象事業に関わっていないこと。
- ・ 申請内容に虚偽や不正がないこと。また、申請内容に虚偽や不正があった場合には本補助金の申請を取り下げ、補助金の交付後に発覚した場合は補助金を全額返還すること。
- ・ 本補助金の申請に際し、納税状況について調査することに同意すること。

(申請者) 住 所	鹿沼市今宮町1688-1
法人名(屋号)	カフェいちごベリー
代表者(役職・氏名)	鹿沼 くみこ

代表者印

社判のみ×代表者の印が必要